平成２２年（フ）第２０５号
千葉市緑区おゆみ野４丁目19番地１　シティフローラＡ―201号
破産者　川口加寿美
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２３号
千葉県市川市柏井町２丁目1439番地
破産者　高林　　誠
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３０号
東京都東久留米市八幡町１丁目６番15号
破産者　有限会社アリオンオート
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３３１号
東京都東大和市新堀２丁目1471番地の26
破産者　後藤　博人
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９８号
東京都昭島市昭和町３丁目21番13号
破産者　有限会社ニューズウェーブ
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９９号
東京都昭島市朝日町１丁目４番15号エスポワール中神203号
破産者　金井　　武
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３２７号
横浜市中区太田町５丁目58番地
破産者　株式会社福岡商事
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９１号
京都市北区鞍馬口通寺町東入２丁目鞍馬口町302番地９
破産者　株式会社琉庵
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
神戸市中央区三宮町１―４―４木口ビル８階、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区森北町７丁目10番21号
破産者　有限会社アイ・エヌ・ジー
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
島根県松江市春日町493番地７
破産者　山根　一郎
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７２号
札幌市南区澄川５条６丁目１番21号
破産者　有限会社オリエンタルフーズ
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７４２号
札幌市白石区南郷通３丁目北５番24号
破産者　株式会社東和設計
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１号
宮城県柴田郡大河原町字緑町11番地の５
破産者　株式会社ワカイソーイング
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２３９号
東京都八王子市中野上町２丁目22番６号
破産者　株式会社ジェイ・ピイ・アイ
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４０号
東京都八王子市館町1703―10、住民票上の住所東京都八王子市椚田町576番地22
破産者　丸山　一雄
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４１号
東京都八王子市館町1703―10、住民票上の住所東京都八王子市椚田町576番地22
破産者　丸山きくえ
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３５０４号
横浜市神奈川区松見町３丁目１番地の７
破産者　有限会社栄
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９８号
静岡県浜松市中区新津町456番地
破産者　有限会社ワイエス丸山工務店
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
三重県松阪市西野々町75番地
破産者　有限会社小倉クレーン産業
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９４号
三重県松阪市田原町６番地59
破産者　小倉　洋男
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１３５号
三重県多気郡多気町三疋田630番地１、開始決定時の住所三重県松阪市平成町90番地１
破産者　竹内　利博（旧姓小林）
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３４０号
山口市大内御堀3854番地の12
破産者　有限会社フィット印刷
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係